

**金融コングロマリット監督指針（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p><b>II 金融コングロマリット監督上の評価項目（着眼点）</b></p> <p>II-1 経営管理</p> <p>(3) 内部監査部門</p> <p>① 経営管理会社に、グループ全体の内部管理態勢を評価する内部監査部門（以下「内部監査部門」という。）が整備されているか。</p> <p>② 経営管理会社の内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。</p> <p>③ 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。</p> <p>④ グループ内のリスクに的確に対応できるよう、法令等に抵触しない範囲で、必要に応じ、内部監査部門が、グループ内の金融機関の内部監査部門と協力して監査を実施できる体制を整備しているか。特に、グループ内の金融機関において重要なリスクにさらされている業務等がある場合、法令等に抵触しない範囲で、必要に応じ、内部監査部門が直接監査できる態勢を構築しているか。</p> <p>⑤ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査で指摘した事項について、被監査部門における改善状況等を適切に把握する体制となっているか。</p> <p>（注）経営管理会社が<u>委員会設置会社</u>である場合には、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監</p>	<p><b>II 金融コングロマリット監督上の評価項目（着眼点）</b></p> <p>II-1 経営管理</p> <p>(3) 内部監査部門</p> <p>① 経営管理会社に、グループ全体の内部管理態勢を評価する内部監査部門（以下「内部監査部門」という。）が整備されているか。</p> <p>② 経営管理会社の内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。</p> <p>③ 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。</p> <p>④ グループ内のリスクに的確に対応できるよう、法令等に抵触しない範囲で、必要に応じ、内部監査部門が、グループ内の金融機関の内部監査部門と協力して監査を実施できる体制を整備しているか。特に、グループ内の金融機関において重要なリスクにさらされている業務等がある場合、法令等に抵触しない範囲で、必要に応じ、内部監査部門が直接監査できる態勢を構築しているか。</p> <p>⑤ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査で指摘した事項について、被監査部門における改善状況等を適切に把握する体制となっているか。</p> <p>（注）経営管理会社が<u>指名委員会等設置会社</u>又は<u>監査等委員会設置会社</u>である場合には、取締役会、各委員会（<u>指名委員会等設置会社</u>にあっては、<u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会、監査等委員会設置会社</u>にあっては、</p>

### 金融コングロマリット監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととなる。	<u>監査等委員会をいう。</u> ）、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととなる。